

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成27年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成27年2月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区保育人材確保事業に関わる採用活動支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は、待機児童数の解消に向けて毎年度1,400人程度の定員拡充を目標に掲げ整備を進めており、保育士は平成27年度から5年間で新たに約1,100人必要と想定している。他自治体では、保育士確保ができずに、開設遅延となる事態も起きており、今後は保育士確保が保育所整備の最大課題である。

そのため、人材確保や紹介に関するノウハウ等を有する事業者を採用活動支援業務を委託し、保育運営事業者の人材確保について積極的に支援していく。

(3) 業務内容

委託事業者の人材確保や紹介に関するノウハウや情報ネットワーク等を活用することで、保育運営事業者の採用活動を支援する仕組みを構築し、その運用等を行う。

(仮称)世田谷区保育人材情報ポータルサイトの構築・運用

保育士資格を有する者又はこれから取得する者若しくは保育に携わる専門職等(以下、「保育人材」という。)に対して、区内の保育所に就職してもらえよう、インターネット上において各保育所の概要や保育人材に関する求人情報等を閲覧できるポータルサイトを構築する。

本ポータルサイトのトップページでは、区の保育理念・保育方針・保育の質ガイドライン等に関する取り組み等を紹介し、区内で働くこと及び区内で暮らすことの魅力をPRする。

(仮称)世田谷区保育のおしごと就職相談会の実施

保育人材に対して、区のPR、保育の楽しさや社会的意義を再認識するために、学識経験者・施設長などの講演等を行うとともに、区内の保育運営事業者との面談の場を設定する。本相談会は10月以降で年4回程度実施し、都内及び地方でも展開し、全国から保育人材を確保する。

人材確保に関する専門的助言実施事業

新規開設が決定している事業者のうち希望する事業者に対して、3回を限度として、採用活動の手段や手法、求職者に対するプレゼンテーションの方法等に関する専門的助言を行う。

(4) 履行期間

契約締結日（平成27年4月下旬予定）から平成28年3月31日まで
事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、平成28～31年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
履歴事項全部証明書
税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
税務署が発行する法人事業税
財務諸表（過去2年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 保育士の雇用・就業に係る支援の実績があること（自治体以外の受託実績含む）。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 審査方法

- (1) 提案内容を合議により審査するため、審査委員会を設置する。
- (2) 会社名を伏せ匿名とし、提案書と見積書及びヒアリングを基に審査委員会にて総合的に審査を行う。
- (3) 審査を行う上で、疑問点や確認事項が生じた場合には、担当者より該当する応募事業者に照会し、担当者が回答を受け、審査者に報告する。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。
事業目的と効果、事業概要について
本事業の実施目的と期待される効果を十分理解して、一体的な実施事業を提案しているか。
業務運用方針
業務の内容が要件に適合し、保育人材及び新規開設が決定している事業者や区内既存運営事業者（以下、「利用者」という。）にとって有効なものであるとともに、その運用方針及び実施方法は現実的なものか。人材確保に向けた実績が期待できるか。

- ・(仮称)世田谷区保育人材情報ポータルサイトの構築・運用
ポータルサイトの基本機能は、利用者が利用しやすい機能となっているか。
インターネット上でのアクセス数の向上に向けた取り組みが、適切になされているか。
- ・(仮称)世田谷区保育のおしごと就職相談会の実施
就職相談会のプログラムの内容は的確で、利用者が参加しやすい実施手法となっているか。
- ・人材確保に関する専門的助言実施事業
事業内容は的確で、専門的助言を実施する内容に関する提案が具体的か。

業務処理について

業務処理の流れは明確で、あらゆる場面で受託事業者が責任をもって処理する仕組みになっているか。

情報システムの安全性について

情報システムは安全性の高いものであり、個人情報保護対策は適切か。

利用者を支援する仕組み

利用者への相談・支援体制は整っているか。

スケジュールについて

事業実施スケジュールは具体的で明確なものか。

事業実施できる体制を組んでいるか

事業部門の設定は適切で、業務に漏れがなく、また責任者の業務履歴は事業内容にあったものであるか。

その他(独自の提案、特にPRしたい点など)

(2) 経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。

(3) 過去の事業実績について

(4) 見積りの金額、内容は妥当なものであるか。

6 手続き等

(1) 担当部課

子ども・若者部保育計画・整備支援担当課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電話 03-5432-2586 FAX 03-5432-3018

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間 平成27年2月16日(月)~27年3月2日(月)

交付場所 上記(1)窓口にて交付(ホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限 平成27年3月2日(月)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口へ持参または郵送

郵送等による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けないものとする。

(4) 提案書の提出期限及び提出場所

提出期限 平成 2 7 年 3 月 3 0 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

提出場所 上記 (1) 窓口まで持参

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有 (同一事業 平成 2 8 年度 ~ 3 1 年度) (但し、 予算配当を条件とする。 契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)

(5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、区が必要と認める専門性の高い業務についてはその限りでない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 6 の (1) に同じ

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。

(8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(9) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(11) 詳細は提案要求説明書による。